

答 申 第 8 8 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和7年1月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和6年4月1日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「令和5年度第1回県土整備部公正入札調査委員会の開催結果の詳細」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年4月11日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件審査請求の対象となっている文書は、「令和5年度第1回県土整備部公正入札調査委員会の審議結果について（伺い）」（以下「本件対象公文書」という。）である。

このうち、実施機関が非開示とした情報であって、審査請求人が開示を求めている情報（以下「本件非開示情報」という。）は、条例第7条第1号（法令秘情報）、同条第3号（法人情報）及び同条第6号（事務事業情報）を理由として、非開示とした箇所である。

4 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると概ね次のとおりである。

当該公正入札調査委員会では、審議の結果、「談合の事実は確認できなかったが、談合の疑いが払拭できない」との結論が出されている。「談合行為はなかった」という結論ならば関与した業者名を開示しないことも理解できるが、疑いが払拭できなかったにもかかわらず開示されないのは、今後も同様の行為を行う業者が続出することが懸念される。企業名を開示しないことは、当該企業及び協力した企業が結果的に不当に利得を得ることになり、県民や業界の正当な利益を害しているといえる。そのような企業名は開示して広く知らしめることが再発防止につながるものと考ええる。

また、本件のような談合の疑いが払拭できない事案に関与した企業や談合の疑念を持たれた企業は、コンプライアンスに問題のある企業と位置付けられる。これは与信判断に必須の情報であり、より正確な企業情報を得るためにも、当該情報は開示されるべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定は妥当というものである。

令和5年度第1回県土整備部公正入札調査委員会の審議結果においては、「入札談合

の事実は確認できないが、公表していない入札参加者数、落札予定業者及び応札率が全て情報どおりであったことから、談合の疑いが払拭できない」と結論づけられている。業者名等を公にすると、当該法人があたかも談合に関与しているという不名誉な疑惑を抱かれ、社会的評価が損なわれることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第7条第3号（法人情報）に該当するとして非開示とした。また、これらの情報は、公益上開示することが必要であるとまでは認められないと判断した。

さらに、技術資料届出書のうち、業者の提案内容に係る部分は、企業の技術力や技術者の能力に基づいて作成される著作物であるため、業者に意見照会を行ったところ、開示に同意しない旨の回答を受けたことから、公にすることができないと判断し、条例第7条第1号（法令秘情報）に該当するとして非開示とした。

調査基準価格について、条例第7条第6号（事務事業情報）に該当するとして非開示としたのは、開示請求対象の工事は、公正入札調査委員会の審議結果を受けて入札中止となり、再公告される予定であったため、この価格が公になると、当該工事の再公告において積算内容を推測され、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難となり、県の財産上の利益を不当に害するおそれがあったからである。なお、その後再公告した工事の入札が行われ、令和6年4月30日に契約を締結し、開示が可能となったため、審査請求人にその旨を伝えたが、開示を希望しないとのことであった。

6 審査会の判断

（1）基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

（2）条例第7条第3号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができると定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって

生ずる影響から県民等の生活又は環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、開示が義務づけられている。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）の該当性について

ア 実施機関が本決定において本号に該当するとしたのは、本件非開示情報のうち、入札参加者を含む事情聴取を受けた全ての事業者が特定できる情報である。

イ 審査請求人は、談合を疑われた企業は、不当に利得を得ようと企図したコンプライアンスに問題のある企業であり、企業名を開示して広く知らしめるべきであると主張する。

一方、実施機関は、談合の疑いが払拭できていないという状況で法人名が開示されれば、当該各法人があたかも談合に関与しているという不名誉な疑惑を抱かれて社会的評価が損なわれ、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、非開示が妥当であると主張する。

ウ 審査会で検討したところ、まず、本件調査対象の入札談合は、特定の事業者が管内の他の事業者に対し、入札に参加しないよう協力を要請したという内容で、入札参加者に加えて、他の事業者の不参加の協力があって成立するものである。

そのため、公正入札調査委員会では、入札参加資格を満たす管内事業者や同管内の同種工事に入札参加実績がある管外事業者等を選定して事情聴取を行っており、入札参加者のみならず、事情聴取を受けた各事業者も談合に関与していたとみられる可能性がある。

公正入札調査委員会の調査結果は、「談合の事実は確認できなかった」とはされているものの、「公表していない入札参加者数、落札予定業者及び応札率等が全て情報どおりであったことから談合の疑いは払拭できない」という以上、入札参加者及び事情聴取を受けた事業者名が開示された場合に、各事業者は談合への関与を疑われることとなり、事業者の名誉や社会的評価が損なわれ、競争上の地位ないし正当な利益を害すると認められる。

エ また、条例第7条第3号ただし書について検討したところ、公正入札調査委員会で「談合の事実は確認されていない」とされていることからすれば、入札参加者及び事情聴取をされた事業者を特定する情報を開示することによる事業者の受ける不利益と、公益上の利益を比べると、開示する必要があるとまで認めることはできない。

したがって、事情聴取を受けた事業者の特定につながる情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ なお、技術資料届出書に関しては、一見すると事業者の特定にはつながらないが、今回調査対象となった工事は、審議結果を受けて入札中止となったため、開示請求時点では再公告が予定されていた。この場合、今後の入札結果から、同様の内容を記載している事業者を探せば特定も可能であると考えられることから、事業者の特定につながり得る情報として非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 条例第7条第1号（法令秘情報）の主張について

実施機関は、本件非開示情報のうち、事業者が提出した技術資料届出書における事業者からの提案内容に係る部分について、同意が得られていない未公表の著作物であり、条例第7条第1号（法令秘情報）にも該当すると主張しているが、当該技術資料届出書については、上述のとおり、条例第7条第3号（法人情報）に該当するとして非開示が妥当と判断されているところであり、本号の該当性については判断しない。

(5) 条例第7条第6号（事務事業情報）の意義について

本号は、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、行政遂行に関わる情報は情報公開の対象にされなければならないが、情報の性格や事務・事業の性質によっては、公開することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものがある。これらについては、非公開とせざるを得ないので、その旨を規定している。

なお、本規定は、実施機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があるが、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求される。

(6) 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

実施機関が本決定において本号に該当するとしたのは、本件非開示情報のうち、調査基準価格である。

実施機関によると、当該公正入札調査委員会の審議対象となった工事については、審議結果を受けて入札中止となったため、開示請求時点では再公告が予定されていたとのことであった。当該情報が開示されると、すでに公開されている他の情報と合わせることで工事設計書の内容などが推測され、入札執行事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の主張には相当の蓋然性があると認められ、本号に該当するといえる。よって、非開示の判断は妥当である。

(7) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の意見

当審査会の結論は以上のとおりであるが、本件では判断していないものの、技術資料届出書の提案内容に関し、実施機関が著作権法の規定により条例第7条第1号に該当すると主張していることについて、審査会として次のとおり意見を述べる。

著作権法の定義によれば、著作物には「思想または感情」を「創作的に表現」したものであることが求められる。著作物として著作権法の保護を受けるためには、いわゆる

事実を記載しただけでは足りず、著作者の何らかの考えが表現されていることが必要であるとともに、誰が記載しても同じようなごくありふれた表現であれば、創作性が否定される。

著作権法の同意が得られていない未公表の著作物であることを非開示の理由とするためには、その表現されたものが著作物であると判断されることが必要となるため、実施機関においては、当該条項の適用には表現を個別に判断する必要があることに留意の上、適切な運用に努められたい。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 6 . 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 7 . 11	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 10 . 22	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第7回第1部会)
R 6 . 11 . 19	・ 審議 (令和6年度第8回第1部会)
R 6 . 12 . 9	・ 審議 (令和6年度第9回第1部会)
R 7 . 1 . 17	・ 審議 ・ 答申 (令和6年度第10回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
※委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。